

津山市の社会福祉法人社会福祉施設設置経営過程の一考察
—1970年代から1980年代前半の津山方式による津山市社会福祉
施設整備費等補助金交付施策について—

後 藤 光 雄

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第61号抜刷）

報告・資料・研究ノート

津山市の社会福祉法人社会福祉施設設置経営過程の一考察

—1970年代から1980年代前半の津山方式による津山市社会福祉施設整備費等補助金交付施策について—

The establishment of social welfare facilities and their management in Tsuyama:
the "Tsuyama Style" Policy in 1970 s and early 1980 s

後藤 光雄^{i)†}

キーワード：社会福祉法人、民間公益団体補助金、債務負担、民設民営、津山方式

1. 研究の目的

2014（平成 26）年 11 月 16 日津山市庁舎大会議室において、第 4 回津山市版事業仕分けが実施された。その中で「民間社会福祉施設整備事業」が検討に付きられ、「要改善」¹⁾と判定された。そこで、これまでの民間社会福祉施設整備は、どのように行われてきたのか。つまり施設の種別はどうか、施設の経営主体や設置のための財源、方法はどうだったのか。又、津山市行政としての考え方はどうだったのか、などその過程を明らかにすることを目的としている。

したがって、「要改善」と判定された内容を斟酌検討するものではない。

最初に、この稿で検討する民間社会福祉施設設置過程の年代は、2005(平成 17)年 2 月 28 日津山市合併²⁾前時点（以下「合併前時点」という。）の市施策である。

合併後においては、編入合併した町村と合併前時点の津山市との施策の相違があり、比較検討することができないためである。

合併前時点で津山市（以下「本市」という。）の社会福祉施設³⁾設置経営は、本市経営が 3 施設、つまり養護老人ホーム「ときわ園」、保育所⁴⁾「一宮保育所」、障害者福祉センター「神南備園」であった。

その時点で主な社会福祉施設は、5 6 施設あったが、津山市を除くと 5 3 施設は、社会福祉法人等⁵⁾であった。

表 1 主な入所・利用社会福祉施設の経営主体

種別 経営 主体	障害者 福祉セ ンター	生活保 護施設	知的障 害者施 設	知的障 害児施 設	身体障 害者施 設
津山市	1				
社会福 祉法人		2	6	2	1
その他					
種別 経営 主体	精神障 害者施 設	養護老人 ホーム	特別養 護老人 ホーム	グルー プホー ム	老人福 祉セン ター
津山市		1			
社会福 祉法人	2		3	4	1
その他				2	
種別 経営 主体	児童養 護施設	保育所	福祉会館	軽費老 人ホー ム等	合 計
津山市		1			3
社会福 祉法人	3	21	1	4	49
その他	1	1			4

平成 17 年度保健福祉医療の概要（津山市編纂）より筆者が作成

これは極めて特徴⁶⁾があると言わざるを得ない。この特徴はどのようにして形成されてきたのか、その過程を市施策と併せて明らかにすることである。

i)† 美作大学生活科学部社会福祉学科

2. 主な利用・入所社会福祉施設の経営主体

本研究の目的を明らかにしていくために、合併前時点において、主な利用・入所社会福祉施設の経営主体は、表1のとおりである。

56か所の内、経営主体が津山市である施設は、障害者福祉センター1か所、養護老人ホーム1か所、保育所1か所である。その他では、宗教法人が2か所、有限会社1か所、特定非営利活動法人1か所である。それらを除く保育所21か所、知的障害者施設6か所、など49の社会福祉施設は、社会福祉法人が経営主体となっている。

本市にとって、これまで民設民営つまり社会福祉法人取得組織（団体）が、社会福祉施設を建設し、経営もしていくという形態が生まれ育成されていったことに特徴がある。市行政は、公設公営施策というより、社会福祉法人組織での社会福祉施設設置を推進する方針をとってきた。

ここでは、第一種社会福祉事業（以下「第一種事業」という。）としての入所施設、第二種社会福祉事業（以下「第二種事業」という。）としての通所利用施設を経営できる社会福祉法人取得は、いつ頃の時期に設立されたのか。それが経営する社会福祉施設の種類について推考してみたい。

表2によると、

(1) 第一種事業の経営主体は、1970（昭和45）年度時点で、4つの社会福祉法人と津山市、1つの宗教法人、1つの個人となっていた。

その後、1971（昭和46）年度に1つの新設社会福祉法が認可され、知的障害者の福祉施設の建設・経営に当たることとなった。

1973（昭和48）年度に新設社会福祉法人特別養護老人ホーム、1980（昭和55）年度新設社会福祉法人身体障害者療護施設、1981（昭和56）年度新設社会福祉法人特別養護老人ホームと4つの社会福祉法人が認可を受け、第一種事業施設を経営した。

(2)一方、第二種事業である保育所の経営主体は、1970（昭和45）年度時点で、8つの社会福祉法人及び津山市、宗教法人、後援会それぞれ1か所の11か所となっていた。

3. 社会福祉法人社会福祉施設の設置過程

表2 1971（昭和46）年度から1981（昭和56）年度にかけての新設既設の経営主体と社会福祉施設の変遷

年度	45年度まで	46年度	47	48		49	50
保育所	市 1 社会福祉法人 8 宗教法人 1 後援会(注1) 1	新設 社会福祉法人 1		既設 社会福祉法人 1		新設 社会福祉法人 1	新設 社会福祉法人 1
主として 入所施設	市 1 社会福祉法人 4 宗教法人 1 個人(注2) 1	新設 社会福祉法人 知的障害者施設	既設 社会福祉法人 老人福祉センター	既存 社会福祉法人 知的障害者施設	新設 社会福祉法人 特別養護老人ホーム		
年度	51	52	53	54	55	56	
保育所	新設 社会福祉法人 1	新設 社会福祉法人 1 既設 社会福祉法人 1	新設 社会福祉法人 1 既設 社会福祉法人 1	新設 社会福祉法人 1	新設 社会福祉法人 2	以降 新設社会福祉法人なし	
主として 入所施設			既設 社会福祉法人 知的障害者施設	既設 社会福祉法人 知的障害者施設	新設 社会福祉法人 身体障害者施設	既設 社会福祉法人 知的障害者施設	新設 社会福祉法人 特別養護老人ホーム

「津山の社会福祉のあゆみ」(津山市社会福祉協議会編纂 昭和57年8月発行)より筆者作成

(注1) 後援会 1 (注2) 個人は、昭和45年度以降社会福祉法人取得

1971（昭和46）年度の新設社会福祉法人を皮切りに、1980（昭和55）年度までに新設9社会福祉法人が保育園を建設、経営を始めるに至った。

以上の経過から、1971（昭和46）年度から1981（昭和56）年度の11年度間において次のことが言える。

第1に、第一種事業入所社会福祉施設である身体障害者施設1か所、知的障害児者施設1か所、特別養護老人ホーム2か所の経営には、4新設社会福祉法人が当たった。したがって、既設の4社会福祉法人社会福祉施設と合わせて多種類の社会福祉施設経営に当たることとなった。

第2に、第二種事業としての保育所23か所中同時期に12か所が開所した。そのうち9か所は、新設社会福祉法人が経営主体となった。3か所は、既設の社会福祉法人が開所した。

保育所については、その後新設の社会福祉法人は認可されていない。

第3に、この時期、第一種事業、第二種事業の社会福祉施設経営に13社会福祉法人が認可された。

1982（昭和57）年度以降では、合併前時点までの23年間で、3社会福祉法人が認可されたのみである。

津山市の社会福祉施設設置経営は、1971（昭和46）年度から1981（昭和56）年度にかけての11年度間に社会福祉法人が行う民設民営の形態で確立されていったといえる。

4. 社会福祉施設建設時の財源確保の方法

ここでは、1971（昭和46）年度から1981（昭和56）年度当時の社会福祉施設の建設財源についてみておきたい。

第1に、国県の補助金及び市町村の独自財源で建設し、公立で経営する方式である。おのずと保母⁷⁾等の職員は市町村公務員である。

第2に、財源は第1と同じであるが、社会福祉法人に経営を委託する公設民営方式である。職員は、社会福祉法人の職員となる。

第3に、国県の補助金又は、民間公益団体⁸⁾補助金と社会福祉事業振興会、岡山県福祉基金⁹⁾等借入金で、

社会福祉法人が建設し経営する民設民営方式である。第3は、公的補助金又は民間公益団体補助金と借入金の折衷である。したがって、二つの形態を考えうるのと、財源確保の方法としては、四つの形態がある。

本市においては、当該期間では、第3の財源確保形態が施策として推進されていった。

社会福祉法人設立に必要な一要件としての資産（社会福祉法25条要件¹⁰⁾、主として用地）は、津山市民（篤志者）が提供し、建設費用については、国県補助金又は、民間公益団体補助金を確保し、なお不足の額を社会福祉事業振興会、岡山県福祉基金からの借入金で賄うこととしたものである。建設当初にあっては、全く市財源の導入を伴わない効率的な財源を生み出そうとしたものである。

5. 効率的な財源確保の視点

新設社会福祉法人が経営する社会福祉施設新築の場合の財源確保について、検討を加えてみたい。

まず、新しい社会福祉法人を設立する場合、社会福祉法人設立発起人会を立ち上げる。この会は、5名若しくは7名の奇数人数で構成され、同時にその会で定款案を定める。社会福祉法人設立の要件として基本財産が必要である。土地（=用地、田畠の場合が多い。）を主としてそれとし、篤志者が寄付をする。監督官庁から設立の認可を得て、社会福祉法人が設立される。

それと同時に、設立発起人会は理事会となり、定款の定めによる議決執行権を持つこととなる。これらの認可手続きは、社会福祉法に定めるところによる。寄付された土地は、社会福祉法人の基本財産として登記する。おおかた土地は、設立発起人会代表が寄付している。

次に、建物建築費については、

(1) 国県補助金：国の定める定員1人当たりの間接補助基準単価×定員数による補助基準額又は、1施設当たりの利用定員数による補助基準額が設定されている。この補助基準額の4分の3が市町村を通じて、社会福祉法人に建物建築補助金として交付される。

なお、国庫補助率は3分の2であり県補助率は3分

の 1 である。課題は、国の補助基準額が極めて低基準額¹¹⁾となっていることである。

(2) 不足財源について、つまり残りの 4 分の 1 と低基準額のための自己負担額について、借入金で賄うこととなる。

社会福祉法人対象の借入先として、本市の場合、

①社会福祉事業振興会（当時利率年 4.6%程度）

②岡山県福祉基金（利率年 3.0%）

③年金福祉事業団がある。低利率で長期間の返済期間となっており、有利な借入金である。

(3) 一方、各種の民間公益団体補助金には次のようなものがある。多額で、1 年間に数か所の社会福祉施設新築・増改築事業補助を得ることも可能であった。

(国県補助は、少額で、1 年間に市町村 1 事業補助が最高であった。)

①日本船舶振興会助成金

②日本自転車振興会助成金

③日本小型自動車振興会助成金 などである。

市町村の社会福祉施設建設では、(2) と (3) の財源確保は、法律上不可能となっている。

本市の場合、1971(昭和 46)年度以降、新築・増築・改築財源は、社会福祉法人の民間性に着目し、1971(昭和 46) 年度から 1974(昭和 49) 年度については (2) と (3) を中心に、1975(昭和 50) 年度から 1981(昭和 56) 年度までは、(1) と (2) 又は、(2) と (3) を併用して、財源の確保を図る施策を推進した。

特に強調しておきたいことは、どの財源確保の方法を取るにしても、金融機関からの借入金を除いて、先にあげた三つの行政機関に準ずる団体 ((2) - ①～③) からの借入金について、本市が元金・利息を含めての借入金返済金全額を債務負担¹²⁾したことである。

この施策が、その後、新設既設の社会福祉法人を問わず、社会福祉施設の新築・増築・改築を行う際の施策として定着していくこととなる。こうした施策は、他市町村から「津山方式」と呼ばれることとなった。

6. 社会福祉法人社会福祉施設整備と津山方式の実例

ここでは、「津山方式」と呼ばれた方式で、社会福

祉法人が社会福祉施設の新築・増築・改築をする際の財源構造について、2～3 の実例を基に検討してみたい。

なお、社会福祉法人の名称、土地寄付者氏名は、伏せることにした。

(1) その 1

新設社会福祉法人が保育園を新築経営した場合

①園舎建設の敷地及び一定の園庭¹³⁾（土地＝基本財産に組み入れ） 篤志者の寄付

②建築費及び備品類等費用 29, 790 千円

③財源

ア 国県補助金 なし

イ 社会福祉事業振興会借入金

12, 700 千円

ウ 岡山県福祉基金借入金 5, 000 千円

エ 日本自転車振興会助成金 8, 770 千円

オ 市中金融機関借入金 3, 320 千円

この社会福祉法人は、民間公益団体からの助成金を受け、行政機関に準ずる二つの団体と金融機関から借り入れをしている。市として、金融機関からの借入金を除いて、この借入金の元金・利息（以下「元利」という。）について債務負担をする。つまり、社会福祉法人に元利返済金相当の補助金を交し、借入先に返済するものである。

(2) その 2

既設社会福祉法人が福祉会館を新築した場合

この場合、福祉会館は社会福祉施設ではない¹⁴⁾ので、国県の補助金交付要綱は定められていない。

①建物建設用地 市より無償借地

②建築費及び備品類等費用 500, 000 千円

③財源

ア 日本船舶振興会助成金 69, 000 千円

イ 岡山県福祉基金借入金 50, 000 千円

ウ 年金福祉事業団借入金 350, 000 千円

エ 自己財源 31, 000 千円

（自己の福祉基金取り崩し）

この場合も年金福祉事業団等の借入金について、市が債務負担したものである。

(3) その 3

新設社会福祉法人が保育園を新築経営した場合

①園舎建設の敷地及び一定の園庭（基本財産に組み入れ）	篤志者の寄付
②建設費及び備品類等費用	6 9, 9 5 5 千円
③財源	
ア 国県補助金	3 4, 6 5 9 千円
内訳 国補助金	2 3, 1 0 6 千円
県補助金	1 1, 5 5 3 千円
イ 社会福祉事業振興会借入金	2 6, 4 0 0 千円
ウ 岡山県福祉基金	8, 2 0 0 千円
エ 寄付金	6 9 6 千円

表 3 は、本市が 1971 年（昭和 46）年度から 1981（同 56）年度にかけて社会福祉法人が実施した社会福

祉施設整備の財源確保の状況である。

この表から、言えることは、まず社会福祉法人として、総事業費に対して、約 1 割程度の自己資金を準備できれば、社会福祉施設の新築、増改築が実施できた。

第 2 に、この時期国県補助金は、年間 1 ~ 2 件程度の交付が認められていた程度である。しかし、社会福祉施設の新築・増改築の要望は大きいものがあり、それへの対応として、民間公益団体からの助成金を有効に活用し、足らずを借入金で賄ってきた。

第 3 に、市債務負担額（社会福祉事業振興会等からの借入金）が総事業費の 50% ~ 70% を占めていた。

第 4 に、建設時点では、市財源の負担が全くないという点である。

表 3 津山市民間社会福祉施設整備状況

（昭和 46 年度～昭和 56 年度）

単位：千円

年度	総事業費		財 源 内 訳						自己資金比率 %
	件数	金額	市債務負担額	国・県補助金	船舶補助金	日自振補助金	その他補助金	自己資金	
46	2	76,046	33,500		30,000			12,546	16.5
47	1	25,908	15,200			10,660		48	0.2
48	2	94,583	29,000	36,793		8,770		20,020	21.2
49	2	49,350	20,400			26,784		2,166	4.4
50	3	256,135	46,600	78,289	64,000	19,620		47,626	18.6
51	9	531,751	193,950	104,536	116,370	81,009		35,886	6.7
52	4	265,481	129,100	29,219	63,000	30,970		13,192	5.0
53	5	562,592	201,600	266,343	33,000			61,649	11.0
54	5	419,324	116,200	255,718		14,710		32,696	7.8
55	8	629,172	220,200	118,304		157,380	4,200	129,088	20.5
56	4	757,807	482,100	113,696	69,000	24,770		68,241	9.0
合計	45	3,668,149	1,487,850	1,002,898	375,370	374,673	4,200	423,158	11.5

「津山の社会福祉のあゆみ」（津山市社会福祉協議会編纂）より転載した。

総事業費に対する自己資金比率は、筆者が加筆した。

* 市債務負担額は、社会福祉法人の借入金に対して、毎年市が補助を行うものである。

* 船舶補助金とは、旧日本船舶振興会からの補助金である。

* 日自振補助金とは、旧日本自転車振興会からの補助金である。

7. 津山方式を担保した「津山市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」

上述したように1970年代に始まった社会福祉法人の社会福祉施設の新設、増改築を担保したのが、「津山市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱」(以下「施設整備要綱」という。)である。

施設整備要綱は、1977年(昭和52年)5月11日に公示され、施行されたものである。(昭和52年津山市告示第10号)

当時の施設整備要綱制定文によれば、その理由は次のようである。少し長くなるが状況が良く分かるので、引用しておく。

「津山市における民間社会福祉施設の建設整備を円滑化し、福祉向上を推進するため、助成基準(債務負担基準)を確立する。津山市内の各種民間社会福祉施設(略「施設」)が新設、増築、改築(略「建設」)をおこなう場合、国・県、日本自転車振興会(略「日自振」)或いは、日本船舶振興会(略「船舶」)より補助金の交付を受けるが、基準が低い上に全額補助でない(4分の3)ため、多額の自己資金を要する。施設は、この資金調達を社会福祉事業振興会及び岡山県福祉基金(略「社福振等」)の借入金に求めている。

これに対して、市は施設及び内容により異なるが、借り入れ申し込みに際し、債務負担を約束し、借り入れ後、元利償還金の助成をしている。(この助成制度は昭和46年度から実施している。:筆者)

即ち「津山方式」といわれているものである。

ところが、この債務負担額の算出基礎について、従来の方式(補助金の多少を考慮せず、日自振補助相当額を即、債務負担限度額とする。)では、不合理な点が見られる。即ち、同一規模の施設建設を目指しながら補助金額の差(日自振、同和事業、国・県、船舶の順)のため、建設費に差を生じ、結果的に施設内容に差がつくことになる。このような不公正を是正するため、債務負担行為の直接対象となる社福振等の貸付基準を適用した。又、老朽施設(例えば保育所)の場合、定員増を伴えば新築、増築と同じ100%補助とし、単なる改築であれば50%してきた。これは、特に

保育所の定員増を優先するという姿勢を貫くため止むを得なかったが、定員増について、一応の見込みがついた現在、老朽化でなく出来るだけ快適な環境で保護育成すべきであるという法の精神及び国県等の施策を積極的に取り入れ是正した。(中略)次に建設に準ずるもので、定員増に伴う施設並びに設備整備に要する資金を岡山県福祉基金或いは津山市民間社会福祉施設整備等より借り入れた場合、施設負担を軽減するため助成することとした。」

したがって、施設整備要綱が制定された昭和52年度以前における借入金に対する債務負担の基準を見直し、あらためて要綱として基準を明確にしたものと言える。

次に、本要綱の基準の概要について触ることにする。

(1) 社会福祉施設の規定

社会福祉法人が経営する社会福祉事業のための施設(第一種事業及び第二種事業)

(2) 補助対象(用地の取得・造成を除く。)

社会福祉施設の新築、増築、改築のための借入金への補助

(3) 対象の借入金

①社会福祉事業振興会借入金

②岡山県福祉基金借入金

③津山市民間社会福祉施設整備等借入金

(4) 補助限度額

対象借入金補助限度額は、表4のとおりである。

これによると、①市民のみを対象とする社会福祉施設としての保育所・老人福祉センター・福祉会館の新築及び保育所の定員増に応えるための増改築に対しては、借入金元金とその利子の返済額全額を補助する。②市民以外の者も入所できる社会福祉施設としての知的障害者施設・特別養護老人ホームなどは、借入金元金とその利子の返済額に、利用する市民の数による率を乗じた額を補助することとした。

この「津山方式」について廣野嘉之¹⁵⁾は、行政サイドの評価として、次のように述べている。

「津山市は、全国的にトップレベルの福祉施設も多

表4 対象借入金に対する補助限度額

区分	その事業目的が市民のみを対象とする社会福祉施設	左欄以外の社会福祉施設
新設	元利償還金相当額	左欄の額に次の率を乗じて、算出した額 措置市民数 定員数　ただし、2分の1に達しない場合は、2分の1とする。
増築定員増	同上	左欄の額に次の率を乗じて、算出した額 完成後措置市民数 増定員数　ただし、2分の1に達しない場合は、2分の1とする。
改築定員増	同上	左欄の額に次の率を乗じて、算出した額 完成前及び完成後措置市民数 完成後総定員数　ただし、2分の1に達しない場合は、2分の1とする。
改築定員増なし	元利償還金のうち、第3条に定める借入金の算定基礎となった基準面積を国庫補助基準面積に改め、基準初度調弁費を除外して算出した相当額	左欄の額に次の率を乗じて、算出した額 措置市民数 定員数　ただし、2分の1に達しない場合は、2分の1とする。
設備整定員増	市長が特に必要と認めた額	同左

く、施設そのものも抜群である。その要因の一つに、建設資金を市が長期債務負担で借金を肩代わりして支払っている。この制度は、全国自治体が『津山方式』と評価し、相当の市で最近この方式を採用し、評価も高い。』と。

津山方式を採用することで、社会福祉法人社会福祉施設経営が確立されていった。

又、市が経営するよりも、民間活力を効果的に引き出し、財政的にも行財政改革¹⁶⁾を先取りする施策として、市政に取り込んでいった。

なお、施設整備要綱の変遷については、次稿にゆづりたい。

8. 市と社会福祉法人との経営財源の比較

ここでは、市保育所と社会福祉法人保育園の経営財源を比較してみたい。市、社会福祉法人を問わず、国

庫補助基準に基づく保育単価が定められている。その基準に基づき、経営財源が助成される。しかし、国県の助成だけでは、保育所の事務費（人件費・事務所費）、事業費（保育材料費など）が賄いきれない。したがって、市町村独自の財源を支出して、住民の保育サービスに応えている。

1982（昭和57）年度の単市独自の財源について比較検討してみたい。

（昭和57年度決算書）

（1）市保育所（1か所 定員120名）

市超過負担額（市持ち出し運営費）

20,583千円

（2）社会福祉法人保育所

（22か所 定員2,150名）

市補助額 51,566千円

但し、職員補助、管理費補助、予備保母設置補助などの補助金総額である。

したがって、1社会福祉法人立保育所当たり補助金額は、2,344千円である。単純計算ではあるが、社会福祉法人立は、市立の10分の1程度の市財政負担で済んでいることになる。

経営面においても、津山方式は、効率的な方式となっていた。

一方、1976（昭和51）年3月には、津山市民間保育事業協会¹⁷⁾が発足した。「予備保母制度」「保母登録制」¹⁸⁾を設置した。保母の労働条件の改善、研修プログラムの実施など保育園従事者の生活の安定、資質の向上を目指す施策が推進されていった。

9. まとめと今後の研究課題

合併前時点、本市経営の3か所の社会福祉施設を除くと、53か所の第一種事業、第二種事業は、28社会福祉法人と2宗教法人が経営主体となった。これが1970年代、民設民営の「津山方式」と呼ばれた行政施策であった。

今日でも本市は、民間社会福祉事業が主である。

今後、①1970年代の社会経済の変容と動向

②当時の保育園経営の本市と他市との比較検討

- ③施設整備要綱の変遷と今日の役割
- ④本市の民間社会福祉事業に対する住民の気風
- ⑤社会福祉法人の現状と課題、与えられた役割等についても研究を進めていきたい。

謝　　辞

本研究を進めるにあたり、廣野嘉之氏が、昭和 53 年 3 月に著された小冊子「福祉のまちづくり」を熟読した。氏の福祉のまちづくりに注いだ心血に圧倒された。当時の実情が記述されており参考にさせていただいた。

又、山本智英氏（元市助役、前社会福祉法人津山社会福祉事業会理事長）には、当時から現在に至る児童福祉行政の変遷と考え方を聞き、感銘をうけた。両氏に誌上をかりて厚くお礼を申し上げます。

注　　釈

- 1) 平 27 年 3 月号「広報つやま」 10 ページ
第 4 回津山市版事業仕分け実施結果（概要）
津山市ホームページ
- 2) 平成 17 年 2 月 28 日付で、津山市と加茂町、阿波村、勝北町、久米町の 1 市 3 町 1 村が合併した。（津山市への編入合併）
- 3) 社会福祉法第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業及び同条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業をいう。
- 4) 児童福祉法第 24 条に基づく名称。一般的には、保育園と呼称する。以降、市立保育所を除いて保育園と記述する。
- 5) 特定非営利活動促進法（平成 10 年 3 月法律第 7 号）により設立した特定非営利活動法人及び宗教法人法により設立した宗教法人をいう。
- 6) 昭和 57 年度岡山県玉野市においては、保育園 14 か所、定員 1,430 人を全て玉野市が設置運営した。平成 27 年 11 月 1 日現在、11 か所を市が、3 か所を社会福祉法人が運営している。（玉野市子ども子育て支援サイト）
- 7) 児童福祉法施行令（平成 11 年 4 月 1 日一部施行）

により第 13 条第 1 項中「児童の保育に従事する女子を保母」を「保育士」に改正した。

さらに、児童福祉法（平成 14 年 4 月 1 日一部施行）に「保育士」が規定された。

- 8) 財団法人日本船舶振興会：現公益財団法人日本財團
財団法人日本自転車振興会：現公益財団法人 JKA
財団法人日本小型自動車振興会：現公益財団法人 JKA をいう。
- 9) 社会福祉事業振興会：社会福祉医療事業団を経て、平成 15 年 10 月より、現独立行政法人福祉医療機構となる。
- 岡山県福祉基金：現岡山県福祉事業団岡山県福祉基金をいう。
- 10) 社会福祉法第 25 条に、「社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。」と規定している。
- 11) 大阪府摂津市の例
地方財政法第 10 条の 2 は、「地方公共団体が実施する児童福祉施設の建設に要する費用は、その全部又は、一部を国が負担する」と規定している。しかし、国は極めて低い額の基準額を設定し、負担金として執行。当該市町村の負担は過大なものとなった。（超過負担）この超過負担の支払いを国に求めて提訴したのが「摂津訴訟」である。全国の市町村が、同じ問題を抱えていた。「保育所建設費国庫負担金請求訴訟」（昭和 48 年）
- 12) 地方自治法第 214 条の規定によって、単年度のみでなく、複数年度にまたがる事業を実施する際、契約締結により将来発生する負担（借金）につき、予算で期間と限度額を決めること。地方議会の承認が必要である。
- 13) 保育所の設備の基準については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和 23 年 12 月 29 日厚令 63 号）「第 5 章保育所」に定められている。
- 14) 福祉会館は、社会福祉法にいう第 1 種社会福祉事業、第 2 種社会福祉事業に規定がない。地域福祉事業・活動を提供する社会福祉協議会・福祉団体

- が入居している。ボランティア活動の拠点でもある。
- 15) 故人 元民生部長・厚生部長（昭和 52 年 4 月～昭和 57 年 10 月）
- 16) 1981（昭和 56）年 7 月第二次臨時行政調査会第一次答申ができる。概要は、「民間の創造的活力を生かし、（中略）効率のよい政府が適正な負担のもとで、福祉の充実を図るべきこと。」であった。
- 17) 昭和 51 年 3 月 18 日発足。公民（津山市当局と社会福祉法人の保育所）が、一体となって発足した民間の組織体。当時、津山市保育所 1 園を除く 15 園で構成。昭和 55 年 12 月 1 日時点で 22 園となる。
- 18) 保母が短期病気、家事都合で保育所を休む場合、民間保育事業協会が、市から助成を受けて、保母を補充する制度。ブロック毎に雇用した保母を移動させ、保育所の保母の労働環境を改善した。又、昭和 51 年 7 月「保母登録制度」が発足した。潜在保母の発掘を目的とした。

引用文献

津山市社会福祉協議会編纂「津山の福祉のあゆみ」
(昭和 57 年 8 月)

廣野嘉之「福祉のまちづくり」(1983.3)

津山市「津山市社会福祉施設整備費等補助金交付要綱
の制定について」(昭和 52 年 4 月)

参考文献

津山市民間保育事業協会「津山市民間保育事業協会の
しおり」昭和 54 年 4 月

津山市「津山市エンゼルプラン-子育て支援 5 か年計
画」(平成 8 年 4 月)

津山市「つやまし新エンゼルプランー子どもがいきい
きと健やかに育つためにー」(平成 13 年 3 月)

津山市「第 4 回津山市版事業仕分け関係資料」及び
「同 パワーポイント説明資料」(平成 26 年 11 月)

津山市「第 4 回津山市版事業仕分け 実施結果（概要）」
(平成 27 年 3 月)

緒方章宏「地方自治と国庫負担金制度」(1976 年)
社会福祉法人の在り方等に関する検討会報告書「社会
福祉法人制度の在り方について」(2014 年 7 月)
社会保障審議会福祉部会報告書「社会福祉法人制度改
革について」(2015 年 2 月)